

福島県環境影響評価審査会議録

1 日 時 平成18年6月16日（金）午後2時から3時15分

2 場 所 福島県自治会館 3階 301会議室

3 出席者

- ・福島県環境影響評価審査会 8名
- ・福島県（事務局） 5名
- ・傍聴者 13名

4 議 事

株式会社クリーンテックから提出のあった「飯坂クリーンサイト第2期事業に係る環境影響評価方法書」について、資料1～4に基づき事務局から説明を行った後、審議を行った。発言要旨は次のとおり。

（議長）事務局説明に対し意見ををお願いしたい。

（委員）質問ではなく、確認しておきたいことがある。資料1の「2 対象事業の内容」の中で、（4）埋立廃棄物の種類に、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」となっている。昔でいう建築廃材というのはこのがれき類に入ると思うが、本事業ではコンクリートくずの（ ）書きとして「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じるものを除く」となっている。除かれたものはがれき類に入ることになるのか。

（事務局）今回記載されているのは、実際に扱うもので、第1期の許可のものを記載している。

（委員）工作物の新築改築又は除去に伴って生じたものががれき類になるのか。法律上は分けてあり、これが安定5品目となるのか。

（事務局）その通りである。

基本的には、安定5品目というのは水への影響がないという発想である。影響があるものについては、管理型に入れなくてはいけない。安定5品目は、管理型に入れれば安全サイドになっている。

（委員）埋立物質の保管などはきちんと書かれており管理されている印象を受けた。今回の意見書の中では、とりわけ埋立の量、規模が大きくなっている。

吾妻山とか鷲倉までの気象データを使うということはないとしても、現地観測を行うのに一つの谷で、非常に理想的な流域だと思う。先ほど説明のあった地形図を見て頂くと、壁面を切ったのが埋立予定地となっている。要するに支流が集まって、流れていく。そこに流量堰をつくれれば、埋立全体の流量観測がきちんとできるのではないかと。いくつか土砂に関する意見もあるが、施設がオーバーフローすると、予測をきちんとするということが必要となってくるので、その点からすると、文献ではなくて可能であれば現地観測を行うことを希望する。

現在の現地調査は、森林がある段階での調査で、森林を伐採した時の流量に対し

てどうするかということがあがるが、一応気象観測の現地観測では気温とか降水量が得られているので、蒸発量が計算できる。

そういうことからすると、知事意見1 - (3)「適切な気象文献等を用いるとともに」という表現のところ、もし可能であれば、「適切な現地観測の結果を用いるとともに」というように、適切な気象文献の前に挿入することを検討して欲しい。

(議長) 文献は信用できない部分もある。実測値が使えるならいいと思うが。

(委員) 複雑な地形ならともかく、放流する沢は1本で、1本の河川に流入していき、流出量をそこで測定すれば、測定し易いと思う。1つの谷を埋めるような形の設計で、2-4ページに示された、土手を作る予定地の所で流量を観測すれば、あと温度、降水量がわかるので、その時の蒸発量を求め、降水量がわかって、流出量がわかるので、差し引きすると浸透水量がわかる。ということで、モデル地区だと思う。

そこまで必要がなければ仕方ないが、そういうことを現地でやるということが意味を持っていると思うので、ぜひ検討をお願いする。

(事務局) 最終的に会長と相談したいが、審査会の意見として現地調査の結果を用いてほしいということであれば、その方向で考えたい。

(議長) 森林がある場合とない場合の比較基準等はわかるか。そういった実証を行った文献等のデータはあるのか。

(委員) 実験データを含めいくつか文献もある。森林があると蒸発散量が大きく変わるので、浸出水が結構小さくなる。

うまく季節ごとにやれば、広葉樹が中心なので、結構評価できると思う。難しいことは難しいと思うが。

(議長) 計画地全体を考えると逆の方に流れていく谷もあるのではないか。

(委員) 谷は1つではないかと思う。

(議長) 2 - 5図をみると2つの谷ではないかと思うが、植生図を見ると誤差の範囲になるのではないかと思う。ある程度実測を行って、理論値の正当性が確認できればいい。

(事務局) 文言については、会長と相談しながら、方向としてはそのような形としたい。

(委員) それに関連して、「地形上、可能なら第2期事業に第1期事業の埋立終了後の浸出水を含めて考えておくと、安い浸出水処理になるように思います。」という意見を出した。そういうことを考えて出した。

これから廃棄物処分場というもう埋め立てて処理するところはなかなかないので、最初から増設工事があるなら考えておけばいいのではないかと思った。方法書には関係はないが、閉鎖したときの浸出水の処理というのは増設計画があるのなら、地形的に可能なら最初から考えておけばうまい方法なのだと思った。

(委員) 資料1の最後ページの項目設定の表は、方法書に記載されている表と同じだと思ったが、地形及び地質のところ、重要な地形及び地質がないので、評価しないというように書いてあるが、項目立て、あるいは枠組みの問題かもしれないが、まったく平地ではなくて、山などで何らかの工事を行えば必ず地形地質は改変されるあるいは新しい地形になる。そういうところを予め評価する。そういうことで項目を立ててほしかった。

資料3の2 - (4)の知事意見として、項目を追加することで安心したが、この辺のことはかなり詳しく調査してほしいと思う。

現にある手を加えてない地形としては、何も無いと思うが、地下水等の新しい状況が生まれる。斜面崩壊はわかりやすい例ですが、自然状態では起きてなくても、手を加えたことによって予想外の事態も起こる。あらかじめ評価というか見込んでほしいなと思う。

こういった意味で、準備書に載ることをお願いしたい。

(議長) 重いものが載ると安定性等についても問題があると思う。

(事務局) そのとおりだと思う。

最初に示した表は技術指針の中で定められていて、その中から選んだという状況です。地下水もそうだが、実際には当然やらなくてはいけない部分がかかなりあるのではないかと思う。

技術指針の見直しについては考えなくてはいけないと思っている。

地形地質の中でもあえて斜面崩壊という項目を立てた。本来ならもっと前にあるべき話だが、技術指針から来ている。

その部分については、改正すべきところは改正しなくてはいけなと思っている。

(議長) 希少植物で気になるものが2つある。

1つはシラネアオイ。これは雪国の植物で、ちょうど事業地のあたりが県内分布の東限になる。半田山にも知られている。

もう1つは、アオホオズキ。アオホオズキは初めて知られる植物。手元の文献を調べてみると、福島県のレッドデータブックには載っていないが、環境省のデータブックには載っている。一番近いところで栃木県あたりに少し出ていて、あとは南の方に少ししか出てこない。それがここに出てきたのは、非常な希少種なのではないかと思う。こういうものが出てきているという事実は大事だと思う。福島県のレッドデータブックにも載ってない希少種が出ている。

これが事業地の真ん中に出てきているわけだから、そういうものが出てきている事実を住民にきちんと示し、理解してもらおう。いずれ移植するという事もあると思う。どんなところにどういう風に生息していたという事実をきちんと記録しておいてほしい。

そういうことからすると総括的事項1 - (1) 4行目、「植生の管理など」の前に「希少種の保護」というような項目を付けた方がいい。

今回の事業予定地は、日本海側と太平洋側が圧縮されている地域だから、希少種としてそういうものがでてくる。「希少種の保護」というのを入れておいたらいいのではないかと思う。

もう一つ心配になったのは、予定地に猿がたくさんいること。真ん中の谷に猿の大群がいる。追い払われるわけだから、追い払われていって、どういうところに行くのか。これは、先ほどの希少種と逆である。人里に来られると問題になる。といって、他に行くところはあるのか。他は他で他の群れの縄張りがあり、追い詰められて人里に降りてくるのではないか。それが心配である。

(事務局) 1 (1)の「希少種の保護」については、意見のとおり知事意見に盛り込みた

い。

ニホンザルについては、3 - (3)で読めるのではないかと思う。現在は方法書であり、準備書作成時に事業者とやりとりがあり、その辺はその時に入れることは可能ではないかと思う。ニホンザルを入れずにこのまま対応したいと思う。それでよろしいか。

(議長) それでよろしいと思う。

埋立浸出係数0.1についてだが、業者の説明を聞くと、0.1にしてしまうという説明だが。

(委員) 浸みこまないようになっているとしている。放水点を監視することからすると流量観測が必要になると思う。

その点ではやっぱり管理をきちんとされて、流量も管理されて、そういう管理体制がとればよいと思う。

(議長) 浸出係数を0.1と少なくしていて、廃棄物の安定化にはよくない。水が入らないようにしている。

浸出水の量だけではないが、浸出水が浸みていくことで一緒に空気も入ってくる。それで通気条件が維持されて安定化が上がる。

例えば表面にシートを張ると、浸出係数が0になる。そういうふうになると安定化が問題となる。少なくとも有機物については問題となる。

0.1にするということの具体策をきちんと説明してもらった方がいい。

(事務局) そういう意味では、意見として具体的根拠を求めている。この中で明らかにしながら、必要であれば環境保全措置を含めて準備書の中でも意見を述べる機会はある。

(議長) それでは、先ほど示していただいた事務局案に若干修正を加えて、審査会の意見としてよろしいか。

(各委員) 異議なし。

(議長) それでは、ただ今の議論の内容を踏まえて、環境影響評価準備書に対する知事意見を取りまとめられるよう事務局にお願いします。

(議長) その他あるか。

(各委員、事務局) なし。

(議長) それでは以上で本日の議事を終了する。

以上。